



# 経理の窓 1月号

平成21年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	<b>法人、個人に共通して</b>
	<b>1月20日</b> : H20年7月~12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	<b>2月2日</b> : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村) 償却資産の申告期限(市町村)
	<b>法人</b> : 11月決算法人の確定申告と納税

## 平成21年度税制改正の大綱より

財務省は、平成20年12月19日に、平成21年度税制改正大綱をまとめました。

大綱は財務省のホームページから入手することができます。詳細は、ホームページでご確認ください。

平成21年度の税制改正は閣議決定を経て適用されることとなります。

### 中小企業関係税制

- (1) 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げる。
- (2) 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

### 相続税制

- (1) 中小企業の事業継承を円滑化するため、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設。
- (2) 農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付も適用対象とする等の拡充。

### その他

- (1) 住宅ローン減税の適用期限を5年間延長。最大控除額を500万円（長期優良住宅は600万円）に引き上げ。
- (2) 「生活対策」において実施することとされた定額給付金については所得税を課さないこととする。
- (3) 生命保険料控除の改組を行い、平成22年度の税制改正で介護医療保険料控除が創設される。

## 確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認しましょう。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないか確認しましょう。12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸もしましょう。

家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）  
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書  
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。  
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明  
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

（株式の譲渡損益について）

昨年は、株式等が暴落しました。株式等の譲渡損益は、株式の譲渡以外の所得との通算は、できませんが、譲渡損失が発生した場合は、上場株式等に限り、損失が生じた年の翌年以後3年間にわたり、繰越控除することができます。毎年連続して、確定申告をする必要があります。

また特定口座でも、確定申告をした方が、税金の還付もしくは節税効果がある場合があります。確定申告するかどうか一度検討されるとよろしいと思います。

